印鑑登録をなさる方へ

江東区に住民登録をしている方は、１人１個に限り、印鑑登録をすることができます。ただし、他の方が既に登録した印鑑では登録できません。また、意思能力の無い方や 15 歳未満の方は登録できません。

■窓口に来られる方の本人確認できるものを必ずお持ちください

本人による申請

運転免許証などによる本人確認

即日で登録できます

【持ち物】

登録する印鑑

＋

官公署発行の**顔写真つき**でプレス印による証印または特殊加工してある有効期限内の身分証明書・免許証・許可証等

【例】

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- パスポート ※日本国発行のもの
- 身体障害者手帳
- 在留カード

保証人による本人確認

即日で登録できます

【持ち物】

登録する印鑑

＋

登録する方の本人確認できるもの

＋

印鑑登録申請書の保証書欄に保証人が署名し登録印を押印したもの

※保証人は区市町村で印鑑登録されている方のみ

＋

保証人の印鑑証明書
(発行から３か月以内)

※保証人が江東区内に在住の場合は必要ありません。

郵送による本人確認

登録完了は数日後になります

【持ち物】

登録する印鑑

＋

- 健康保険の資格確認書
- 年金手帳
- 預金通帳
- 学生証

などの、登録する方の**氏名が記載されている本人確認書類**

代理人による申請

郵送による本人確認

登録完了は数日後になります

【持ち物】

登録する印鑑

＋

委 任 状

＋

代理人の本人確認書類

※申請書に登録する方の住所・氏名・生年月日欄がありますので、正しく記入できるようにしておいてください。

照会書兼回答書（兼委任状）を住民登録地へ郵送
（受付窓口より）

本人宅

申請した窓口へ
（２回目の手続き）

印鑑登録証発行

印鑑登録証は、印鑑証明書を発行する際に本人の申請意思を示すものです。
大切に保管してください。
登録手数料は 50 円です。

印鑑登録証
12−3456

本人による受領

登録する印鑑

＋

照会書兼回答書
（兼委任状）

※回答書欄に記入

＋

登録する方の本人確認ができるもの

代理人による受領

登録する印鑑

＋

照会書兼回答書
（兼委任状）

※回答書欄と委任状欄に本人が記入

＋

代理人の本人確認ができるもの

印鑑証明書発行

印鑑登録証をお持ちいただき、印鑑証明書交付申請書を記入して窓口で申請してください。
(手数料は１通３００円です)

利用者用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ等のマルチコピー機にマイナンバーカードを置き、暗証番号を入力することで印鑑証明書を発行することができます。(手数料は１通２００円です)

※印鑑登録証を提示の上、申請書の内容(印鑑登録者の氏名、住所、生年月日)が正しく記入されていないと証明書の発行はできません。

●委任状の書き方●

委任状は、必ず**委任者（登録する方）本人が記入**してください。

※委任状は江東区の下記ホームページよりダウンロードできます。

記入例

委　任　状

令和〇年〇月〇日

江東区長殿

〈委任者(印鑑登録する方)〉

住　所　東京都江東区東陽４－１１－２８

氏　名　江東　一郎

連絡先　０３－３６４７－９１１１　（日中連絡がつくもの）

私は下記の者を代理人として、以下の権限を委任します。

〈委任事項〉　※該当する項目に必ず☑（チェック）してください。

☑印鑑登録申請

□印鑑登録証亡失届・印鑑登録廃止届

□印鑑登録証引替交付申請及び受領

〈代理人(窓口に来る方)〉

住　所　東京都江東区大島４－５－１

氏　名　江東　花子

生年月日　昭和〇年〇月〇日

●照会書兼回答書（兼委任状）の書き方●

照会書兼回答書（兼委任状）は、必ず**委任者（登録する方）本人が記入し、回答書には登録する印鑑を押印**してください。

記入例

回　答　書　　令和〇年〇月〇日

照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。

申請した印鑑：江東

住　所　江東区東陽４丁目１１番２８号

本人署名　江東　一郎

生年月日　平成4年11月28日

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委　任　状　　令和〇年〇月〇日

代理人住所　東京都江東区大島４－５－１

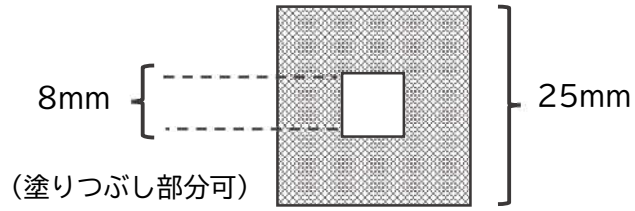
代理人氏名　江東　花子

回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上記の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。

本人署名　江東　一郎

●登録できる印鑑●

・印影が８ミリの正方形に収まらないもの、かつ２５ミリの正方形に収まるもの(下図参照)



・住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏もしくは通称、または氏名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたもので表しているもの

※旧氏の印影を登録する場合は、事前に住民票へ「旧氏の記載」をする手続きが必要です。

・硬質のもの(ゴム印不可)で、変形しないもの

・印影が鮮明で、判読ができるもの

●次の場合は届出してください●

	届出書類	必要なもの
印鑑登録証をなくしたとき	亡失届	本人確認できるもの
登録を廃止したいとき	廃止申請書	印鑑登録証＋本人確認できるもの
登録印を変えたいとき	廃止申請書＋印鑑登録申請書	印鑑登録証＋新しい印鑑＋本人確認できるもの
印鑑登録証が破損したとき	引替交付申請書	印鑑登録証＋本人確認できるもの

●手続き・問い合わせ場所●

	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
江東区役所区民課	03(3647)3162	豊洲特別出張所	03(3531)6316	大島出張所	03(3637)2451
白河出張所	03(3642)4456	小松橋出張所	03(5606)5581	砂町出張所	03(3644)2181
富岡出張所	03(3642)8306	亀戸出張所	03(3683)3734	南砂出張所	03(3640)5355

くわしくは、上記窓口または電話にて問い合わせください。

江東区ホームページ（右の QR コードより印鑑登録のページにアクセス可能です）

https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/jumin/inkan/index.html

江東区　区民部区民課　R8.10